様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

平成29年9月8日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	◯知事　　◉市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	忠岡町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	94-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.town.tadaoka.osaka.jp/?ka_details=%E3%83%9E%E3%82%A4%E3%83%8A%E3%83%B3%E3%83%90%E3%83%BC%E5%88%B6%E5%BA%A6%EF%BC%88%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E4%BF%9D%E9%9A%9C%E3%83%BB%E7%A8%8E%E7%95%AA%E5%8F%B7%E5%88%B6%E5%BA%A6%EF%BC%89%E3%81%AB%E3%81%A4-2

執行機関名　忠岡町長

高齢者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	大阪府福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例（平成29年忠岡町条例第14号）附則第2条による老人に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大阪府福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例（平成29年忠岡町条例第14号）　第2条 大阪府福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例（平成29年忠岡町条例第14号）附則第2条による老人に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第1条	大阪府福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例（平成29年忠岡町条例第14号）附則第3条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第2条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前における第1条の規定による廃止前の忠岡町老人医療費の助成に関する条例（以下「旧老人医療費助成条例」という。）第2条に規定する対象者が、施行日前に受けた療養に要する費用に係る助成については、なお従前の例による。 2　施行日前における旧老人医療費助成条例第2条に規定する対象者（施行日以後、大阪府内の市町村から忠岡町に住所を変更した者を含む。）が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までに受けた療養に要する費用に係る助成については、第3条の規定による改正後の忠岡町重度障害者等の医療費の助成に関する条例（以下「新重度障害者等医療費助成条例」という。）の規定を準用する。 3　施行日前における旧老人医療費助成条例第2条に規定する対象者（施行日以後、大阪府内の市町村から忠岡町に住所を変更した者を含む。）が、平成33年3月31日までに受けた精神病床への入院に要する費用に係る旧老人医療費助成条例第3条に規定する助成の範囲については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 4　施行日前における旧老人医療費助成条例第2条に規定する対象者が、施行日以後新重度障害者等医療費助成条例又は第5条の規定による改正後の忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（以下「新ひとり親家庭医療費助成条例」という。）により医療証の交付を受けたときは、前2項の規定にかかわらず、助成の対象としない。
⑦独自利用事務の関連規範		廃止前の忠岡町老人医療費の助成に関する条例（昭和46年忠岡町条例第26号）